

2021

9月9日(木曜日)

発行者 埼玉組情宣部
発行責任 金井宏伸
〒330-0063
埼玉県さいたま市浦和区
高砂3-12-24
埼玉教育会館5階
TEL : 048-824-2511
FAX : 048-824-2619
HP : http://www.kyouiku-net.org/

コロナ禍においても奮闘する、県職員・教職員が
安心して職務に専念できる賃金・労働条件を

国追従の引き下げ勧告、およそ6万2千円の削減

不当な一時金削減は許されない

県人事委員会は、職員給与と民間給与との較差(公民較差)は、職員給与が民間給与を「平均92円(0.02%)」下回り、僅かな較差にとどまったことから、改定しないこととした。また、特別給(期末・勤

地帯経済の活性化のための労働者の賃金改善という社会的な要請に応えたものではないこと、(3)一時金を引き上げる際は、勤奨手当に配分し、一方で引き下げられる場合には全職員に適用される期末手当から差し引くことは、公務職場の成果主義を強化・拡大するものであり、断じて認めることはできません。

今年、収束の見えないコロナ禍の2年目であり、とりわけデルタ株の急速な感染拡大の中において日々、住民や子どもたちのいのちや暮らし、教育を守るため最前線で奮闘しています。このような中で、特別給を削減することは、断じて認めることはできません。むしろ、賃金の引き上げこそ行われるべきです。そもそも公務員賃金は、地方公務員法第24条3において「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」とされ、「生計費」が公民比較とともに大きく位置付けられています。

給与にかかわる「勧告」概要

- 【月例給】
◇公民較差…民間給与と職員給与がおおむね均衡することから、改定なし。(平均92円、0.02%)
【一時金(ボーナス)】
◇民間との比較…民間4.32月、職員4.45月
◇年間支給月数…4.45月→4.30月(勤奨手当0.15月分引き下げ)
★再任用職員の一時金
◇一時金については、一般職員と同様に引き下げ

Table with 3 columns: Year/Category, 6月期, 12月期. Rows include 2021年度 期末手当, 勤奨手当, and 2022年度 期末手当, 勤奨手当.



写真は昨年度第1回交渉
14日、県当局に対し、「2021年度賃金等の確定に関する重点要求書」を提出し、今後、県当局に対し、賃金・労働条件の改善を求めています。引き続き、当局宛て人勸署名等のご協力をお願いします。

埼玉県地方公務員労働組合共闘会議(以下、地公労)は、近日中に、「2021年度賃金等の確定に関する重点要求書」に基づく第一回交渉を行います。この間、地公労は人事委員会事務局長並びに委員長に対し、交渉を行い、コロナ禍においても奮闘する県職員・教職員の願いに込める人事委員会勧告(以下、勧告)を求めました。しかし、9月9日に示された勧告は、コロナ禍での2年連続の期末手当の引き下げ勧告という、多くの職場の声や現場の奮闘に背を向けるものとなりました。勧告内容は埼玉県独自の特色はなく、国追従の勧告と言わざるを得ません。
地公労は、来週9月14日、県当局に対し、重点要求書を提出し、今後、県当局に対し、賃金・労働条件の改善を求めています。引き続き、当局宛て人勸署名等のご協力をお願いします。

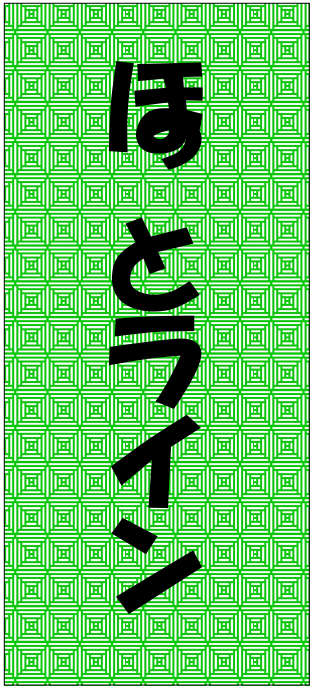
交渉に参加しましょう
これから始まる秋の交渉は、一年の中でもとりわけ重要な交渉です。交渉の場は組合員のみが参加し発言することができ、世帯を問わず、積極的に参加し、積極的に発言をお願いします。
県人事委員会は、定年延長の賃金を7割の水準に設定することを示しましたが、「無年金」期間の拡大が進行するなか、定年延長によって「雇用と年金の確実な接続」をどう保障するのか、現場実態に合わせた制度設計が求められています。とりわけ、定年の段階的な引き上げ期間中は、定年が引き上げられた職員と暫定再任用制度により採用された職員が共存することとなります。これは同様の業務を行っていても関わらず賃金格差を生み出すことにつながります。「暫定再任用制度により採用された職員の給与決定は職務給の原則に従う」のであれば、同一労働同一賃金の観点から賃金・諸手当を定年前と同水準にすべきです。



地公労の重点要求
●初任給を含めて生活改善につながる月例給と一時金の引き上げを行うこと。
●長時間過密労働を人員増で解消すること。
●定年延長制度は、生活と労働実態をふまえること。
●再任用者の給料等は、定年退職前と同様とする。
●給料表の号給のぼしを行うこと。
●地域手当を大幅に引き上げること。
●休暇制度等を改善すること。
●会計年度任用職員の待遇は、正規職員と均衡を図ること。
●教育職員の「1年単位の変形労働時間制」は導入しないこと。

近日、第一回交渉
当局は現場の声に込めた賃金・労働条件を





2021

9月9日(木曜日)

発行者 埼玉組情宣部
発行責任 金井宏伸
〒330-0063
埼玉県さいたま市浦和区
高砂3-12-24
埼玉教育会館5階
TEL : 048-824-2511
FAX : 048-824-2619
HP : http://www.kyouiku-net.org/

コロナ禍においても奮闘する、県職員・教職員が
安心して職務に専念できる賃金・労働条件を

国追従の引き下げ勧告、およそ6万2千円の削減

不当な一時金削減は許されない

県人事委員会は、職員給与と民間給与との較差(公民較差)は、職員給与が民間給与を「平均92円(0.02%)」下回り、僅かな較差にとどまったことから、改定しないこととした。また、特別給(期末・勤

地域経済の活性化のための労働者の賃金改善という社会的な要請に応えたものではないこと、(3)一時金を引き上げる際は、勤奨手当に配分し、一方では、勤奨手当の場合には全職員に適用される期末手当から差し引くことは、公務職場の成果主義を強化・拡大するものであり、断じて認めることはできません。

今年、収束の見えないコロナ禍の2年目であり、とりわけデルタ株の急速な感染拡大の中において日々、住民や子どもたちのいのちや暮らし、教育を守るため最前線で奮闘しています。このような中で、特別給を削減することは、断じて認めることはできません。むしろ、賃金の引き上げこそ行われるべきです。そもそも公務員賃金は、地方公務員法第24条3において「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」とされ、「生計費」が公民比較とともに大きく位置付けられています。

給与にかかわる「勧告」概要

- 【月例給】
◇公民較差…民間給与と職員給与がおおむね均衡することから、改定なし。(平均92円、0.02%)
【一時金(ボーナス)】
◇民間との比較…民間4.32月、職員4.45月
◇年間支給月数…4.45月→4.30月(勤奨手当0.15月分引き下げ)
★再任用職員の一時的金
◇一時金については、一般職員と同様に引き下げ

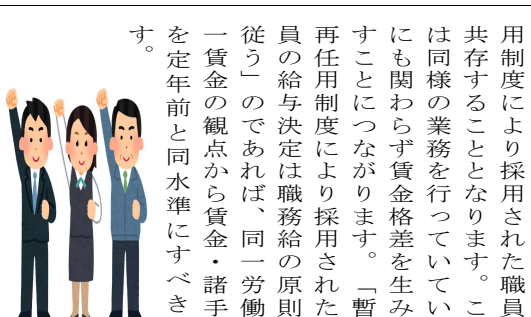
Table with 3 columns: Year/Category, 6月期, 12月期. Rows include 2021年度 期末手当, 勤奨手当, and 2022年度 期末手当, 勤奨手当.



写真は昨年度第1回交渉
14日、県当局に対し、「2021年度賃金等の確定に関する重点要求書」を提出し、今後、県当局に対し、賃金・労働条件の改善を求めていきます。引き続き、当局宛て人勸署名等のご協力をお願いします。

埼玉県地方公務員労働組合共闘会議(以下、地公労)は、近日中に、「2021年度賃金等の確定に関する重点要求書」に基づき第一回交渉を行います。この間、地公労は人事委員会事務局長並びに委員長に対し、交渉を行い、コロナ禍においても奮闘する県職員・教職員の願いに込める人事委員会勧告(以下、勧告)を求めました。しかし、9月9日に示された勧告は、コロナ禍での2年連続の期末手当の引き下げ勧告という、多くの職場の声や現場の奮闘に背を向けるものとなりました。勧告内容は埼玉県独自の特色はなく、国追従の勧告と言わざるを得ません。
地公労は、来週9月14日、県当局に対し、重点要求書を提出し、今後、県当局に対し、賃金・労働条件の改善を求めていきます。引き続き、当局宛て人勸署名等のご協力をお願いします。

「雇用と年金の確実な接続」をどう保障するのか、現場実態に合わせた制度設計が求められています。とりわけ、定年の段階的な引き上げ期間中は、定年が引き上げられた職員と暫定再任用制度により採用された職員が共存することとなります。これは同様の業務を行っていても関わらず賃金格差を生み出すことにつながります。「暫定再任用制度により採用された職員の給与決定は職務給の原則に従う」のであれば、同一労働同一賃金の観点から賃金・諸手当を定年前と同水準にすべきです。



交渉に参加しましょう
これから始まる秋の交渉は一年の中でもとりわけ重要な交渉です。交渉の場は組合員のみが参加し発言することができ、世帯を問わず、積極的に参加、そして発言をよりよくお願いします。
○交渉に参加しましょう

地公労の重点要求
●初任給を含めて生活改善につながる月例給と一時金の引き上げを行うこと。
●長時間過密労働を人員増で解消すること。
●延長制度は、生活と労働実態をふまえること。
●再任用者の給料等は、定年退職前と同様の給料とする。
●給料表の号給のぼしを行うこと。
●地域手当を大幅に引き上げること。
●休暇制度等を改善すること。
●会計年度任用職員の待遇は、正規職員と均衡を図ること。
●教育職員の「1年単位の変形労働時間制」は導入しないこと。